

名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 <u>予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 予防専門型訪問サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 予防専門型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、法人であるものとし、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(新設)</p> <p>4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、予防専門型訪問サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第2章 予防専門型訪問サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 予防専門型訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、<u>居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)</u>の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、</p>

機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 略

(管理者)

第6条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 略

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられ

食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 略

(管理者)

第6条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、その指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 略

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 略

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、予防専門型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第44条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法。

3 ～ 6 略

(提供拒否の禁止)

第9条 略

(サービス提供困難時の対応)

第10条 略

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者から予防専門型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格並びに要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 略

(心身の状況等の把握)

第13条 略

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第14条 略

第15条 ～ 第21条 略

たファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、予防専門型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 ～ 6 略

(提供拒否の禁止)

第9条 略

(サービス提供困難時の対応)

第10条 略

(受給資格等の確認)

第11条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者から予防専門型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 略

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 略

(心身の状況等の把握)

第13条 略

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 略

第15条 ～ 第21条 略

(利用者に関する市への通知)

第 22 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 略

2 略

3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や予防専門型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2) の 2 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、予防専門型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他予防専門型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる

(利用者に関する市への通知)

第 22 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに予防専門型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって予防専門型訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 略

2 略

3 サービス提供責任者(第 5 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や予防専門型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2) の 2 地域包括支援センター等に対し、予防専門型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他予防専門型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる

事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第26条 略

（勤務体制の確保等）

第27条 略

- 2 略
- 3 略

4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、適切な予防専門型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第28条 略

事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 予防専門型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第26条 略

（勤務体制の確保等）

第27条 略

- 2 略
- 3 略

4 予防専門型訪問サービス指定事業者は、適切な予防専門型訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第28条 略

2 略

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第 29 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 予防専門型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 30 条 略

(広告)

第 31 条 略

※第 33 条の 2 へ移動

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 32 条 略

2 略

3 予防専門型訪問サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第 29 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、第 25 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の予防専門型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 予防専門型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の揭示に代えることができる。

(新設)

(秘密保持等)

第 30 条 略

(広告)

第 31 条 略

(不当な働きかけの禁止)

第 31 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 32 条 略

(苦情処理)

第 33 条 略

(不当な働きかけの禁止)

第 33 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第 34 条 略

(事故発生時の対応)

第 35 条 略

(虐待の防止)

第 35 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定事業者において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 36 条 略

(記録の整備)

第 37 条 略

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

(苦情処理)

第 33 条 略

※第 31 条の 2 から移動

(地域との連携等)

第 34 条 略

(事故発生時の対応)

第 35 条 略

(虐待の防止)

第 35 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業者において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 36 条 略

(記録の整備)

第 37 条 略

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する予防専門型訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から 2 年間(第 2 号に掲げる記録については 5 年間)保存しなければならない。

- (1) 予防専門型訪問サービス計画
- (2) 第 18 条第 2 項の規定による提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等の記録
- (3) 第 40 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 22 条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第 33 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第 35 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※第 44 条へ移動

(暴力団の排除)

第 38 条 略

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型訪問サービスの基本取扱方針)

第 39 条 略

(予防専門型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 訪問介護員等の行う予防専門型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 予防専門型訪問サービス計画
 - (2) 第 18 条第 2 項に規定する提供した具体的な予防専門型訪問サービスの内容等の記録
- (新設)
- (3) 第 22 条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第 33 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第 37 条の 2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(暴力団の排除)

第 38 条 略

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(予防専門型訪問サービスの基本取扱方針)

第 39 条 略

(予防専門型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 40 条 訪問介護員等の行う予防専門型訪問サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型訪問サービス計画に記載した予防専門型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型訪問サービス計画の実施状況の把握(以下この号において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防専門型訪問サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 略

(1) 略

(2) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型訪問サービスの基準)

第42条 略

(1)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8) 予防専門型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、予防専門型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防専門型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該予防専門型訪問サービス計画に記載した予防専門型訪問サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型訪問サービス計画の実施状況の把握(以下この号において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する予防専門型訪問サービス計画の変更について準用する。

(予防専門型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 略

(1) 略

(2) 予防専門型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 共生型サービスに関する基準

(共生型予防専門型訪問サービスの基準)

第42条 略

(準用)

第 43 条 第 4 条、第 5 条(第 1 項を除く。)、第 6 条、第 4 節及び前節並びに次節の規定は、共生型予防専門型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型予防専門型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護(」とあるのは「共生型訪問介護(」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定居宅サービス等基準第 4 条」とあるのは「指定居宅サービス等基準第 39 条の 2」と、「予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護」とあるのは「共生型予防専門型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は共生型訪問介護」と読み替えるものとする。

第 7 節 雑則

(電磁的記録等)

第 44 条 予防専門型訪問サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第 11 条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 予防専門型訪問サービス指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 3 項第 2 号の 2 及び第 31 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 27 条の 2、第 28 条第 3 項及び第 35 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努め

(準用)

第 43 条 第 4 条、第 5 条(第 1 項を除く。)、第 6 条及び第 4 節並びに前節の規定は、共生型予防専門型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型予防専門型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護(」とあるのは「共生型訪問介護(」と、「指定訪問介護を」とあるのは「共生型訪問介護を」と、「指定居宅サービス等基準第 4 条」とあるのは「指定居宅サービス等基準第 39 条の 2」と、「予防専門型訪問サービス又は指定訪問介護」とあるのは「共生型予防専門型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は共生型訪問介護」と読み替えるものとする。

※第 37 条の 2 から移動

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 3 項第 2 号の 2 及び第 31 条の 2 は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 27 条の 2、第 28 条第 3 項及び第 35 条の 2 の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努め

なければ」とする。	なければ」とする。
-----------	-----------

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の名古屋市予防専門型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領（以下「新要領」という。）の施行の日から令和7年3月31日までの間、新要領第29条第3項の規定については適用しない。